

第2部

令和2年度 土地に関して講じた 基本的施策

第1章

土地の利用及び管理に関する
計画の策定等

第1節 国土計画における適正な土地利用の推進

(1) 国土利用計画は、健康で文化的な生活環境の確保を図ることなどの基本理念に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用に関する基本構想等を示すものであり、全国計画、都道府県計画、市町村計画により構成される。

平成27年8月に閣議決定した第五次国土利用計画（全国計画）について、計画の推進に向け必要な調査・検討を行った。

また、第五次全国計画を基本とした都道府県計画・市町村計画の策定・変更に向けて必要な支援や手続等を行った（令和2年度変更（廃止を除く）：3県の都道府県計画）。また、市町村計画の策定・変更への支援として平成31年3月に作成した「これからの国土利用・管理に対応した国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」の更なる普及啓発等を行った。

(2) 地域の特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、各都道府県において、土地取引や各種土地利用転換の動向、個別規制法等に基づく諸計画の地域・区域の指定状況等の土地利用現況を把握し、関係方面との調整を経て、土地利用基本計画の変更を行った（令和2年度変更：38府県、計画書の変更4件、計画図の変更395件）。

土地利用規制に係る地図情報について、整備状況の整理、収集を行い、加工した上で、土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY：Land Use Control bacK-up sYstem）において国民へ情報提供を行った。

(3) 国土形成計画（全国計画）（平成27年8月閣議決定）に基づき、以下の施策を行った。また、広域地方計画（平成28年3月国土交通大臣決定）に定められた、各ブロックの特性、資源を活かしたプロジェクトを推進した。

① 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるようにするため、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進した。

② 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）に基づき地方公共団体が策定する基本計画について、令和2年12月までに247計画を同意した。これらの基本計画に基づき都道府県が承認する地域経済牽引事業計画について、令和2年12月までに2,596計画が承認された。産業用地の確保に関連し、同法に基づき、市町村と都道府県との間で23件の土地利用調整が行われた。

地域経済牽引事業のうち地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について、法人税等の特別償却・税額控除の措置（地域未来投資促進税制）や地方税を減免した地方公共団体に対する減収補てん措置等により支援した。

③ 広域ブロック相互を結ぶ道路・鉄道・港湾・空港等の国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進した。

④ 河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間等を整備・開放した。また、新交通管理システム（UTMS）の推進等を図るため、プローブ情報を収集できる高度化光ビーコンを始めとする交通安全施設等の整備を行った。

⑤ 「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づく業務核都市において、業務機能

の立地や諸機能の集積が進展しているところであり、整備を推進した。令和3年3月末現在で、業務核都市基本構想が承認・同意された地域は14地域である。

- ⑥ 「筑波研究学園都市建設法」(昭和45年法律第73号)に基づき、科学技術の集積等を活かした都市の活性化等を目指し、筑波研究学園都市の建設を推進した。また、「関西文化学術研究都市建設促進法」(昭和62年法律第72号)に基づき、文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指すため、平成19年度に変更した「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」を踏まえ、関西文化学術研究都市の建設を推進した。
 - ⑦ 国会等の移転については、国会等移転審議会の答申を踏まえ、国会において検討がなされているところである。政府としては、「国会等の移転に関する法律」(平成4年法律第109号)に基づき、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行った。また、「国の機関等の移転について」(昭和63年閣議決定)及び多極分散型国土形成促進法等に基づき、国の行政機関の官署及び特殊法人等の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転を推進した。閣議決定において移転対象とされた79機関11部隊等(令和3年3月現在は、69機関11部隊等)のうち、令和3年3月までに67機関11部隊等が移転した。
- (4) 国土形成計画(全国計画)の基本構想である「対流促進型国土」の形成に向け、国土審議会計画推進部会に設置した専門委員会等において、本計画の有効な推進方策の検討を行った。また、2050(令和32)年までの国土の姿を描き、将来の課題整理・解決方策を検討する「国土の長期展望」の検討を行い、令和2年10月に中間とりまとめを公表した。

第2節 都市計画における適正な土地利用の推進

- (1) 都市計画区域ごとに定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)について、社会情勢の変化等に対応した適切な運用を推進した。また、それぞれ独立した都市計画として位置付けられた「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の策定を推進した。さらに、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(市町村マスタープラン)の策定を推進した。
- (2) 市街化区域、市街化調整区域の区域区分制度や、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域等の地域地区制度、地区計画制度等の土地利用制度の適切な活用を推進した。また、人口減少や少子高齢化の進展の中で、居住者の健康・快適な暮らしや持続可能な都市経営を実現するため、市町村による「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画の作成を支援(令和2年12月末時点で立地適正化計画を作成・公表したのは、347都市)し、コンパクトシティの形成を促進した。
- (3) 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第43号)に基づき、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進、立地適正化計画の居住誘導区域内での防災対策の促進を図ることにより、防災対策等とも連携した適正な土地利用を進めた。
- (4) 立地適正化計画と一体となった地域公共交通計画の策定と計画に係る事業の実施により、地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成を図り、コンパクトシティ施策と連携した適正な土地利用の誘導を促進した。
- (5) 以下の市街地開発事業等を推進する。
 - ① 防災対策の強化、中心市街地の活性化、土地の有効・高度利用の推進等の課題に対応して、地区画整理事業を実施した。特に集約型都市構造の実現に向けて、拠点的市街地等に重点を置いて事業を推進した。
 - ② 市街地再開発事業等については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を誘導しつ

つ、特に「コンパクト+ネットワーク」の推進や地震時等に著しく危険な密集市街地の解消等に重点をおいて事業を推進した。

- ③ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、美しい市街地景観の形成、公共施設の整備等を総合的に行い、良好な住環境の創出を図った。
- ④ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)に基づき施策を推進するとともに、総合的な環境整備を推進する密集市街地総合防災事業等により、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替え等を促進し、防災上危険な密集市街地における安全な市街地の形成を図った。

第3節 農業振興地域整備計画等による優良農地の確保と有効利用の取組の推進

優良農地の確保と有効利用の取組を推進するため、農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定等を通じ、農業振興に関する施策を計画的に推進するとともに、「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)等に基づき、人・農地プラン等を通じた農地の集積・集約化の促進及び農地の農業上の適正かつ効率的な利用を図った。

第4節 森林計画等による適正な利用・管理の推進

森林の適正な利用及び管理については、「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画制度等の運用を通じ、森林の有する多面的機能の十分な発揮を確保するための造林・間伐等の適切な推進を図るとともに、「森林経営管理法」(平成30年法律第35号)に基づく森林の経営管理の集積・集約化を進めた。

第2章

適正な土地利用及び管理の確保を図るための施策

第1節 地方創生・都市再生の推進等

1 地方創生の推進

- (1) 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に基づき、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実など、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指し地方創生の取組を進めてきた。令和2年度から令和6年度にかかる取組については、第2期総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）を策定し進めてきたところである。その後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域の経済・生活に大きなダメージをもたらす一方、テレワークなどの新たな働き方が普及し、地方への関心が高まるなど、地方創生を巡る状況が大きく変化したことから、こうした影響も踏まえた新しい地方創生を進めていくべく、第2期総合戦略（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定）を策定した。
- (2) 国・地方が一体となった地方創生の取組を推進するため、国家戦略特区、構造改革特区、総合特区、SDGs¹未来都市、「環境未来都市」構想、都市再生、地域再生及び中心市街地活性化を始めとする各般の施策を総合的・効果的に実現していくための取組を推進した。更に、令和2年9月に施行された「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」（令和2年法律第34号）に基づき、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた取組を推進した。
- (3) 地域の価値向上を図り、土地の適正な利用に資するエリアマネジメント活動を推進するため、地域再生エリアマネジメント負担金制度について、制度の内容や必要な手続を解説したガイドラインを活用したコンサルティング等により、制度の活用を促進した。
- (4) 多様な主体や施策と連携し、人口規模の小さな地域における住民の日常生活を支える生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を図り、地域の活性化や持続可能性を高める観点からの適正な土地利用の確保を推進した。

2 都市再生の推進

- (1) 都市再生緊急整備地域における都市再生を推進するため、以下の施策を行った。
 - ① 都市再生特別措置法に基づき指定された都市再生緊急整備地域（令和3年3月末現在51地域）においては、税制措置や都市計画の特例等、一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）がミドルリスク資金の調達を支援するメザニン支援業務といった各種支援措置の積極的活用を推進した。

また、都市再生緊急整備地域の候補となる地域を設定・公表することで、民間投資の一層の喚起や都市再生の質の向上を図った。
 - ② 昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海

¹ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

外から企業・人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点形成することが、重要な課題になっている。このため、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として「特定都市再生緊急整備地域」全国15地域（令和3年3月末現在）を指定し、多くの地域において、官民連携による協議会により整備計画が作成されている。特定都市再生緊急整備地域においては、上述の都市再生緊急整備地域における支援措置に加え、下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和、都市再生緊急整備地域より深掘りされた税制措置などによる民間都市開発の支援により、都市再生を推進した。

さらに、国際競争拠点都市整備事業を活用し、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援した。

- ③ 特定都市再生緊急整備地域等においては、国際競争力強化に資する取組や、シティプロモーションに係る取組、民間事業者による都市の国際競争力強化に資する施設の整備に対する支援措置を講じた。
 - ④ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価を実施し、指定地域や地域整備方針の見直しを図るとともに、地域整備方針の実施を推進した。
- (2) 全国都市再生を推進するため、以下の施策を行った。
- ① 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）により、地域の創意工夫を活かした全国都市再生を推進した。特に、持続可能で強靱な都市構造の再編に向けて、立地適正化計画に基づき実施される取組等については、令和2年度創設の都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）により集中的に支援した。
 - ② 都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市開発事業等について、支援措置の積極的活用を推進した。
 - ③ まちなかにおける街路、公園、広場等の官民空間の一体的な修復・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進するため、官民が連携してにぎわい空間を創出する取組を都市再生整備計画に位置づけるとともに、にぎわい空間となるメインストリートに駐車場の出入口を設けさせない規制の導入等の措置を講ずる都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年9月7日から施行された。
 - ④ 人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度（歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち））を創設するため、「道路法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第31号）を施行した。
- (3) 我が国の主要都市中心部の多くは、戦災復興土地区画整理事業等により街区が形成されており、現在の土地利用や交通基盤、防災機能に対するニーズ等に対して、街区の規模や区画道路の構造が十分には対応していない。これらの課題に対し、大都市の国際競争力の強化や地方都市の活性化、今日の土地利用ニーズを踏まえた土地の有効高度利用等を図るため、複数の街区に細分化された土地を集約し、敷地の一体的利用と公共施設の再編を推進した。
- (4) 都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた区域において、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上等に資する事業に対して支援を行った。

令和3年3月末時点で認定を受けている基本計画は、64計画（61市3町）であり、計画期間を終了した基本計画を含めると、令和3年3月末までに256計画（148市3町）が認定されている。

3 民間能力の活用の推進等

- (1) 都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進するため、認定民間都市再生事業計画等に基づく税制特例等の措置を講じた。

- (2) 都市再生分野における民間の新たな事業機会を創出し、民間の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）が計画策定、権利関係の調整等のコーディネート業務を行った。
- (3) 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」の目標の達成に向けて、以下の取組を実施した。
 - ① PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みについて、優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、策定済の団体における的確な運用、人口20万人以上で未策定の地方公共団体における速やかな策定を図るとともに、地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図った。また、PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも裾野拡大を図るために、導入可能性調査等の初期段階からの支援や実施主体の負担を軽減する導入検討手法の普及を行った。
 - ② 具体的なPPP/PFI案件形成を促進するため、地域プラットフォームの全国への普及を促進した。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地方企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促した。併せて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会創出の他に、市町村長との意見交換会を開催し、地方公共団体におけるPPP/PFIの案件形成を促した。
 - ③ 一定の要件を満たす地域プラットフォームの代表者と協定を結び、講師の派遣やPPP/PFIの事業化支援等を継続的に行う地域プラットフォーム協定制度に基づき、令和2年4月に新たに協定を締結した4の地域プラットフォームを加えた、合計25の地域プラットフォームに対し、支援を行った。
- (4) 民間の創意工夫と事業意欲を積極的に活用しつつ良好なまちづくりを進めていくため、民間都市機構の支援業務を推進した。具体的には、地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアマネジメントを行い、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めた。併せて、地方公共団体等のまちづくりファンドを通じた、クラウドファンディングを活用してまちづくり事業を支援し促進した。また、ファンドからの出資等により老朽ストックを活用したテレワーク拠点等の整備を支援する制度を創設した。
- (5) 空中及び地下の利用を推進するため、以下の施策を行った。
 - ① 立体道路制度の積極的な活用を推進した。
 - ② 駅における自由通路等の公共的空間の整備を推進した。
 - ③ 共同溝の整備等を推進した。
 - ④ 無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進した。
 - ⑤ 地下放水路、地下調節池などの整備を推進した。
 - ⑥ 雨水の貯留浸透など流出抑制型の下水道施設の整備を推進した。
 - ⑦ 立体都市公園制度の活用を推進した。
- (6) 大深度地下の利用については、大深度地下使用制度に関する内容をホームページに掲載する等、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進した。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

- (1) 災害に強い都市の整備を推進するため、以下の施策を行った。
 - ① 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき施策を推進するとともに、総合

的な環境整備を推進する密集市街地総合防災事業等により、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替え等を促進し、防災上危険な密集市街地における安全な市街地の形成を図った。

- ② 防災上危険な密集市街地の解消や都市基盤施設をより一層整備するため、土地区画整理事業を推進した。
 - ③ 都市防災総合推進事業について、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模地震に備えた津波対策、被災地の復興まちづくりに対する支援等、都市の防災対策を総合的に推進した。
 - ④ 市街地再開発事業等による建築物の不燃化・耐震化、避難地・避難路の整備による市街地の防災安全性の向上、防災活動拠点整備による災害応急対策への対応等、安心・安全なまちづくりを推進した。
 - ⑤ 大地震時等における宅地の滑動崩落及び液状化による被害を防止するため、宅地耐震化推進事業により変動予測調査及び防止対策の実施を推進した。
 - ⑥ 大都市において大規模地震が発生した場合、都市機能が麻痺し東日本大震災以上の帰宅困難者が発生することが予想される。このことから、人口・都市機能が集積する大都市の主要駅周辺等においては、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民協議会による都市再生安全確保計画等の策定や計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対する支援を継続して実施した。
 - ⑦ 都市の弱みである災害脆弱性への対応を図るため、国際競争業務継続拠点整備事業により、災害時の業務継続性を確保するためエネルギーの面的ネットワークの整備を推進した。
- (2) 住宅市街地の整備による防災性の向上を推進するため、以下の施策を行った。
- ① 既成市街地において、道路整備と一体的に沿道の建築物を耐火建築物等へ建て替え、延焼遮断帯を形成することを中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善など住宅市街地の再生・整備を総合的に行うため、住宅市街地総合整備事業や密集市街地総合防災事業等を推進した。
 - ② 地震災害の危険性が高い不良住宅の密集する地区において、防災性を向上するため、良質な従前居住者用住宅の建設、地区施設及び生活道路等の整備を行う住宅地区改良事業等を推進した。
- (3) 緊急輸送道路として実働部隊が迅速に活動できるよう、代替性確保のためのミッシングリンクの解消、橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、倒壊による道路閉塞を回避するための無電柱化を推進した。
- (4) 近年の水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、以下の施策を行った。
- ① 都市における浸水被害を軽減するため、集中豪雨の頻発や地下空間利用の進展を踏まえ、浸水実績のある地区又は一定規模の浸水被害のおそれのある地区において、下水道幹線や貯留浸透施設等のハード整備に加え、ハザードマップの公表やリアルタイムの降雨情報、下水道幹線の水位等の災害情報の提供によるソフト対策、さらに、地下街の入口等における止水板の設置や災害情報を活かした住民自らによる取組など総合的な浸水対策を重点的に推進した。また、住宅地等においてもシミュレーション等による浸水対策計画の策定、既存施設を最大限活用した下水道整備を推進した。
- また、地方公共団体による浸水被害対策区域の指定等を促進するとともに、民間等による雨水貯留施設等の整備を促進し、流出抑制対策を推進した。
- さらに、大規模な地震時でも、防災拠点におけるトイレ機能や下水処理場における消毒機能等、地震時に下水道が果たすべき機能を確保し、住民の健康や社会活動への影響を軽減するため、防災拠点と処理場を結ぶ管路施設や水処理施設の耐震化等の「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。

- ② 水害を未然に防ぐ予防的治水対策や、激甚な被害を受けた地域や床上浸水が頻発している地域を対象とした再度災害防止対策を推進した。また、想定最大規模の降雨による浸水想定区域（河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定・公表、関係市町村のハザードマップ作成のための支援に取り組むとともに、身近な河川の切迫性のある情報をきめ細やかに伝えるための危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置や、「気象」×「水害・土砂災害」情報マルチモニタ」による河川水位・雨量等の防災情報のリアルタイムな提供など、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを推進した。
- 一方、治水施設の整備には長時間を要し、整備途上で災害が発生する危険性がある。そのため、土地利用の状況に応じて輪中堤の整備や宅地の嵩上げ等の減災対策を推進した。
- ③ 総合治水対策特定河川流域において、国、都道府県、市町村の河川担当部局と都市・住宅・土地等の関係部局から成る流域協議会で策定された流域整備計画に基づき、流域の適正な土地利用の誘導、雨水の流出抑制等を推進した。
- ④ 「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）に基づき指定された特定都市河川及び特定都市河川流域において、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に対する対策工事の義務付けなどを行うとともに、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体によって共同で策定された流域水害対策計画に基づき、総合的な都市水害対策を推進した。
- (5) 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）を令和3年2月に国会に提出した。
- (6) 局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等による浸水被害に対応するため、河川管理者及び下水道管理者による河川と下水道の整備に加え、住民（団体）や民間企業等の参画の下、浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画である「100mm（ミリ）/h安心プラン」に基づき、住宅や市街地の浸水被害の軽減対策を推進した。
- (7) 近年、洪水・内水・高潮等により浸水被害が多発している。これらの浸水被害に対応した避難体制等の充実・強化を図るため、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域の指定を推進するとともに、三大湾及び地下街を有する都市等の地方公共団体と連携して、内水・高潮に係る浸水想定区域及び水位周知下水道・水位周知海岸の指定を促進した。
- (8) 土砂災害対策を推進するため、以下の施策を行った。
- ① 土砂災害による被害の防止・軽減を図るため、土砂災害防止施設の整備によるハード対策を実施するとともに、砂防指定地等における行為制限や、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に対する許可制度等のソフト対策を促進し、総合的な土砂災害対策を実施した。
- また、同法に基づき都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定を促進した。さらに、警戒避難体制の充実・強化を図るため、市町村による土砂災害に係るハザードマップの作成・公表の推進とその進捗状況の把握、避難訓練の推進等を実施し、関係地方公共団体と連携しながら、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。
- 火山噴火に対しては、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）の改正を踏まえ、火山防災協議会において噴火に伴う土砂災害の観点から火山ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。
- ② 山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図った。

- (9) 災害時における緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点として、耐震強化岸壁や広場等からなる臨海部の防災拠点の整備を推進した。
- (10) 災害の発生時に住民の安全が確保できるよう、防災機能の向上を図り、災害等に強い安全なまちづくりを促進するため、防災基盤整備及び公共施設等の耐震化などの防災対策事業を促進した。
- (11) 平成24年6月に全面施行された「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に基づき、基礎調査を実施し、津波浸水想定の設定等を促進するとともに、海岸保全施設等の整備と併せた総合的な津波防災対策を推進した。その結果、全国で37道府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表された。
- また、北海道(28市町村)、山形県、神奈川県(5市町)、新潟県(12市町村)、富山県、静岡県(6市町)、愛知県、京都府、和歌山県(19市町)、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県(13市町)、福岡県、長崎県、鹿児島県(1市)、沖縄県において、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として津波災害警戒区域が指定された。
- さらに、16市町において「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」(推進計画)が作成されたところである。
- (12) 市町村等が行う地籍調査について、令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、災害後の迅速な復旧・復興等に資するものを重点的に支援し、地域における災害対応力の向上を図った。特に、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地域については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を踏まえ、速やかな地籍調査の実施を支援した。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、今後土砂災害が発生する可能性が高いエリア(土砂災害特別警戒区域等)で行われる地籍調査を重点的に支援した。
- (13) 大規模な災害の被災地の復興を迅速かつ円滑に行うため、大規模な災害であって借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合に借地借家に関する特別措置を講ずることを可能とする「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」(平成25年法律第61号)の内容をわかりやすく解説したQ&Aを関係省庁のホームページに掲載する等、同法の周知活動を行った。

第3節 低未利用土地の利用促進等

- (1) 譲渡価額が低額であるため取引に係るコストが相対的に高い低未利用土地等を譲渡した場合の個人の譲渡所得に係る税制特例措置により、売主の取引に当たっての負担感を軽減し売却するインセンティブを付与することで譲渡を促し、新たな利用意向を示す者による適正な利用・管理を促進した。
- (2) 行政と民間の専門家等により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、土地所有者等に代わる管理などの機能を担うランドバンクの取組や、リノベーション等による低未利用の不動産の再生の取組の全国展開による適正な土地利用を推進した。
- また、優良事例についての情報提供やガイドラインの作成・周知を行うことにより、地域における適正な土地の利用・管理に取り組む地方公共団体等の支援を行った。
- (3) 地方公共団体が個々の空き家バンクに掲載している空き地・空き家の情報について、横断的に簡単に検索することを可能とする「全国版空き家・空き地バンク」の活用促進を通じた需要と供給のマッチングにより、低未利用の土地・不動産の取引を促進した。
- (4) 農山漁村への移住ニーズを取り込む観点から、「農地付き空き家」等の円滑な取得支援を行うことにより、農村地域における適正な低未利用土地の利用を促進した。

- (5) 小規模不動産特定共同事業の活用促進、クラウドファンディングに対応した環境整備、不動産特定共同事業に係る税制特例措置等を通じた地域における小規模不動産の再生等により、適正な低未利用の土地・不動産の取引・利用を促進した。
- また、クラウドファンディングなどによる特定の地域の発展や個々の活動を期待する「志ある資金」等を活用し、地域の土地・不動産を再生する事業に対する円滑な資金調達を促進した。
- (6) 低未利用土地の集約等と併せて公益施設や都心居住に資する住宅等の立地誘導を図る土地区画整理事業及び敷地の集約化を主眼とした敷地整序型土地区画整理事業を推進した。
- (7) 土地の高度利用を推進するため、換地の特例制度である高度利用推進区及び市街地再開発事業区を活用した土地区画整理事業を推進した。
- (8) 平成28年に創設された低未利用土地利用促進協定を活用し、市区町村や都市再生推進法人等が所有者等に代わり低未利用の土地、建築物を有効かつ適切に利用する取組を推進した。
- (9) 都道府県等において、一定の要件を満たす低未利用土地について遊休土地である旨の通知等を行う「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく遊休土地制度的確な運用をするとともに、遊休土地実態調査を実施した。
- (10) 低未利用土地の有効利用を促進するため「公的不動産（PRE²）ポータルサイト」において民間活用等に積極的な地方公共団体等が公表しているPRE情報を一元的に集約し公開した。
- (11) 公園が不足する地域等において、民間主体が都市の空き地等を住民の利用に供する緑地（市民緑地）として設置・管理する制度やみどり法人（緑地保全・緑化推進法人）制度等の活用を推進した。
- また、令和2年度に創設した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」や「先導的グリーンインフラモデル形成支援」において、グリーンインフラの導入を目指す地方公共団体や民間事業者等を対象に、地域の特性に応じた技術的・財政的支援を実施した。さらに、生態系を活用した防災・減災の実装に向けた「生態系機能ポテンシャルマップ」の作成に係る調査検討を進めた。
- (12) 都市再生機構において、都市再生のための条件整備として低未利用土地等の土地の整形・集約化及び基盤整備を行った。
- (13) 平成30年に創設された換地の特例制度である誘導施設整備区を活用し、低未利用土地の集約と併せて医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業（空間再編賑わい創出事業）を推進した。
- (14) 都市内部で空き地・空き家等（低未利用土地）がランダムに発生する「都市のスポンジ化」に対応するため、平成30年度に創設された低未利用土地の集約再編や利用促進を図るための制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）の利用促進を図った。
- (15) 都市の再構築を実現するため、既成市街地の有効・高度利用を促進するインセンティブとして、基盤整備やオープンスペースの整備を伴う優良プロジェクトに対する容積率等の特例制度の活用などを行う以下の施策を講じた。
- ① 再開発等促進区・用途別容積型・誘導容積型・街並み誘導型地区計画制度の活用を推進した。
 - ② 特定街区制度、特例容積率適用地区制度等による未利用容積率の活用等を推進した。
 - ③ 既成市街地における土地区画整理事業に対する無利子貸付金制度の活用を推進した。
 - ④ 市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を推進した。
 - ⑤ 広域的な視点から都市構造の再編を推進するため、多様な主体の連携を図りつつ、特定の地域において重点的かつ集中的な都市整備を行う都市再生総合整備事業を推進した。
 - ⑥ 快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を行う住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等を推進した。
 - ⑦ 密集市街地における最低限の安全性の確保を図るため、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく施策を推進するとともに、住宅市街地総合整備事業・都市防災総合推進事

² Public Real Estate（公的不動産）の略。

業・密集市街地総合防災事業等を推進した。

- (16) 「臨海部土地情報」により、臨海部の土地利用状況や未利用地等に関する情報提供を実施した。

第4節 国公有地の利活用等

1 国公有財産の最適利用の推進

- (1) 「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月経済財政諮問会議決定）において、国公有財産の最適利用を推進することとされたように、地方公共団体等と連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産等の情報を共有し、地方公共団体等の意見も尊重しつつ、各地域における国公有財産の最適利用について調整を行った。

庁舎については、既存庁舎の効率的な活用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は、利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進した。

- (2) 未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図る。具体的には、地域や社会のニーズに対応した有効活用を推進するため、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、答申「今後の国有財産の管理処分のある方について」に基づき、将来世代におけるニーズへの対応のため所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付けを行うなど、管理処分方法の多様化を図った。
- (3) 用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額する措置を令和7年度末まで延長するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備を促進した。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少があり、一時的に国有財産の貸付料等の支払いが困難となった方を対象に貸付料等の履行期限を、利息の支払いや担保の提供等を行うことなく、最長1年間の延長を可能とするため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令」（令和2年政令第172号）等を整備した。

2 公有地の計画的な取得等

公共投資の円滑な実施に資するとともに、地方公共団体等による計画的な公共用地の先行取得を支援するため、以下の施策を実施した。

- ① 公共用地先行取得等事業債について、所要の資金の確保を図った。
- ② 公有化が必要と認められる森林等を取得するための経費を地方債の対象とし、当該経費に対して地方交付税措置を講じた。
- ③ 公共事業の整備効果を早期に発現していくためには、完成時期を踏まえた用地取得を行うことが必要である。そのため、用地取得上のあい路を調査・分析した上で、事業の計画段階から将来の供用までを見据えた周到な準備を行い、工程管理を図る「用地取得マネジメント」に沿った計画的な用地取得を推進した。
- ④ 地方公共団体における公共用地取得の迅速化に向けて、用地業務に関する情報提供等の支援を推進した。
- ⑤ 都市開発資金の活用により、大都市等において、計画的な都市整備を図るために必要な用地を先行取得するための資金の融資を行った。

第5節 住宅対策の推進

1 住生活基本計画の推進

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月閣議決定）において、「居住者」「住宅ストック」「産業・地域」の3つの視点から設定した8つの目標（①結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現、②高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現、③住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保、④住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築、⑤建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新、⑥急増する空き家の活用・除却の推進、⑦強い経済の実現に貢献する住宅関連産業の成長、⑧住宅地の魅力の維持・向上）に基づき、必要な施策を推進した。

また、計画策定時からの社会経済情勢の変化を踏まえ、令和3年度から令和12年度を計画期間として、新たな住生活基本計画（全国計画）を令和3年3月に閣議決定をした。

2 公的賃貸住宅等の供給の促進

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯に対して、公営住宅、地域優良賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の良質な賃貸住宅の供給促進を図った。特に既存ストック・民間活力の重視による効率的な供給を推進し、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度（平成29年10月25日施行）において、セーフティネット登録住宅の登録促進を図るとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行った。令和2年度末時点でのセーフティネット登録住宅の戸数は、390,471戸である。

3 大都市を中心とした市街地住宅供給の積極的推進

(1) 住宅建設に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の関連公共施設及び生活道路、多目的広場等の居住環境基盤施設の整備等を住宅市街地基盤整備事業により重点的、総合的に推進した。

また、防災性の向上、市街地環境の整備、土地の合理的利用等を図りつつ、市街地住宅の供給を促進するため住宅市街地総合整備事業等を推進した。

(2) 都市再生機構において、その有するノウハウや技術を活かし、まちづくり事業に関する構想・計画策定に対する技術支援等を行った。

4 既成市街地の再整備による良好な居住空間の形成

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、職住近接型の住宅供給による街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等を推進した。また、地域において福祉施設や医療施設、子育て支援施設等の整備を進めるため、地方公共団体や都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等の多様な主体が連携して、既存住宅団地の地域居住機能を再生する取組や、スマートウェルネス住宅の実現に資する取組に対して支援を行った。さらに、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、子育て支援施設や高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援を行った。

5 良質な住宅ストック等の形成及び住宅ストック等の有効活用

(1) 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及を促進した。また、住宅履歴情報の整備の推進等を実施した。さらに、長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境を更に整備し、既存住宅流通市場を活性化さ

- せるための「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和3年2月に国会に提出した。
- (2) 戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等の措置を盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第4号）の円滑な施行に向けた周知徹底を図るとともに、省エネ性能に優れた住宅の整備や表示制度の普及を図った。
 - (3) 住宅ストックの質の向上を図るため、劣化対策・省エネ改修等を総合的に行い住宅の長寿命化を図る長期優良住宅化リフォームに対する支援を実施した。
 - (4) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づく、不特定多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路の沿道建築物等に対する耐震診断の義務付け等により耐震化を促進するとともに、耐震診断義務付け対象建築物について、重点的かつ緊急的な支援を行った。
 - (5) マンションの管理の適正化及び再生の円滑化を図るため、老朽化マンションの再生検討から長寿命化に資する改修等のモデル的な取組に対する新たな支援、地方公共団体によるマンションの実態把握や再生に向けた取組への支援、及びリバースモーゲージ方式の融資等による資金調達についての支援を行うとともに、管理適正化に係る先駆的な取組等への支援を実施した。
 - (6) 都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの管理計画の認定や除却の必要性に係る認定対象の拡充等の措置を講ずる「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第62号）が令和2年6月24日に公布され、新たに創設される制度の円滑な施行に向けて、「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」を開催してマンションの管理適正化に係る国の基本方針や管理計画の認定制度等に関して議論を行うとともに、マンションの除却の必要性に係る認定基準等の検討を行った。
 - (7) 新築住宅に瑕疵が発生した場合にも確実に瑕疵担保責任が履行されるよう、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づき、建設業者等に資力確保を義務付け、普及啓発等を行った。
 - (8) 消費者が安心して既存住宅を取得できるよう、既存住宅状況調査（インスペクション）や安心R住宅制度、検査と保証がセットになった既存住宅売買瑕疵保険の普及促進を行った。
 - (9) 消費者が安心してリフォームを行えるよう、リフォームを含む住宅に関する相談体制の整備やリフォーム瑕疵保険等の普及促進を行った。
 - (10) 住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の普及に取り組んだ。
 - (11) 良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境の構築に向け、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及を進める取組を支援した。
 - (12) 居住環境の整備改善等を図るため、空き家住宅等の活用・除却について支援を行うほか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に基づく市町村の取組を一層促進するため、「空家等対策計画」（令和2年3月31日時点で、1,208市区町村が策定済）に基づき民間事業者等と連携を行う総合的な空き家対策への支援を行った。また、空き家に関する多様な相談に対応する人材育成や相談体制の構築等の取組への支援を行った。
 - (13) 令和2年6月に成立した「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（令和2年法律第60号）に基づく新制度の円滑な運用に向けた必要な環境整備等を行い、賃貸住宅管理業務等の適正化を図った。

6 住宅取得対策の充実等

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）により、民間金融機関によ

る長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、証券化支援事業（買取型及び保証型）を推進するとともに、同事業の枠組みを活用してフラット35Sによる金利引下げ等を実施した。

- (2) 離職や疾病等のやむを得ない事由により住宅ローンの支払能力が低下している利用者が返済を継続できるように支援するため、住宅ローン返済困難者対策を実施した。
- (3) 勤労者財産形成貯蓄の残高保有者に対して低利・長期の住宅資金融資を行う勤労者財産形成持家融資制度を実施した。
- (4) 消費税率の引上げによる負担増の緩和のため、住宅取得者の収入に応じ消費税率8%時に最大30万円、消費税率10%時に最大50万円を給付するすまい給付金制度について、実施した。
- (5) 令和2年度税制改正においては、以下の措置を講じた。
 - ① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（戸建て3年間、マンション5年間、1/2減額）について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - ② 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置（保存登記：本則0.4%→0.15%、移転登記：本則2.0%→0.3%、抵当権設定登記：本則0.4%→0.1%）について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - ③ 認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - (ア) 登録免許税：所有権保存登記（一般住宅0.15%→0.1%）、所有権移転登記（一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%）
 - (イ) 不動産取得税：課税標準からの控除額の特例（一般住宅1,200万円→1,300万円）
 - (ウ) 固定資産税：新築住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長（戸建て3年→5年、マンション5年→7年）
 - ④ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置（所有権保存登記：一般住宅0.15%→0.1%、所有権移転登記：一般住宅0.3%→0.1%）について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - ⑤ 居住用財産の買換え等に係る特例措置（譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除）について適用期限を令和3年12月31日まで2年延長した。
 - ⑥ 買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置（所有権移転登記：一般住宅0.3%→0.1%）について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - ⑦ 次に掲げる住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置について、適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - (ア) 耐震改修：工事の翌年度1/2減額（特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間1/2減額）
 - (イ) バリアフリー改修：工事の翌年度1/3減額
 - (ウ) 省エネ改修：工事の翌年度1/3減額
 - (エ) 長期優良住宅化改修：耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度2/3減額（耐震改修を行った住宅で特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は翌々年度1/2減額）
 - ⑧ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の登録免許税の免税措置について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
 - ⑨ 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（平成14年法律第78号）における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション又はその敷地を取得する場合の不動産取得税の非課

税措置について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。

- ⑩ 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置（本則6ヶ月→1年）及び一定の住宅用地に係る不動産取得税の減額措置の期間要件を緩和する特例措置（本則2年→3年等）について適用期限を令和4年3月31日まで2年延長した。
- ⑪ 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置（繰延割合80%）について適用期限を令和3年3月31日まで延長し、対象区域を限定した上で、譲渡資産に係る要件について、「耐火建築物」又は「準耐火建築物」の範囲に「耐火建築物」又は「準耐火建築物」と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を追加した。
- ⑫ 老朽化マンションの再生を促進するため、マンションの敷地売却及び敷地分割に係る特例措置を拡充・創設した。

7 良質な居住環境の形成等

- (1) 土地区画整理組合等に対する無利子貸付金の貸付け等により、土地区画整理事業を支援した。
- (2) 宅地開発に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の関連公共施設の整備等を総合的に支援した。
- (3) 定期借地権制度の円滑な普及・活用を促進するため、「公的主体における定期借地権の活用実態調査」を実施した（公的主体による令和2年の定期借地権の活用実績は、定期借地権付住宅の供給が568戸、定期借地権付の施設の供給が95施設）。
- (4) 「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」（平成10年法律第41号）により、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設の促進を図った。また、「集落地域整備法」（昭和62年法律第63号）の円滑な運用を推進し、市街地の周辺地域における良好な居住環境の確保を図った。
- (5) 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（平成元年法律第61号）等に基づき、つくばエクスプレス（常磐新線）沿線地域の宅地開発事業等を推進した。
- (6) 農住組合制度等により、農地を活用した良好な居住環境を備えた住宅地等の供給を促進した。
- (7) 居住者の高齢化、住宅・施設の老朽化等の問題を抱えるニュータウンにおいて、バリアフリー化等の住宅・住環境の再整備など、安心して快適に居住できる住宅地として再生する取組を支援した。
また、ニュータウン等において地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取組を推進するために、地方公共団体、民間事業者等から成る「住宅団地再生」連絡会議を設立し、推進の手法や取組事例などの情報提供及び意見交換等を行った。
- (8) 地域住宅団地再生事業（用途規制の緩和手続やコミュニティバスの導入等に必要な許認可手続のワンストップ化等）を始め多様な建物用途の導入、地域公共交通の利便性向上等を通じた住宅団地の再生を図るなど、低未利用土地の発生抑制や適正な利用等を促進した。また、令和2年度より、住宅団地再生に係るハンズオン支援を開始し、地域住宅団地再生事業を含む住宅団地再生に係る取組に対する技術的助言等を実施した。

第6節 都市と緑・農の共生するまちづくりの推進

- (1) 産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を令和2年3月に設立し、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めた。また、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」や「先導的グリーンインフラモデル形成支援」において、グリーンインフラの導入を目指す地方公共団体や民間事業者等を対象に、地域の特性に応じた技術的・財政的支援を実施した。さらに、生態系を活用した防災・減災の実装に向けた「生態系機能ポテンシャルマップ」の作成に係る調査検討を進めた。自然環境の持つ多様な機能を賢く利

用するグリーンインフラの推進等を通じて、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを促進し、土地・不動産の適正な利用を推進した。

- (2) 都市において緑地、公園等のオープンスペースは、景観、環境、賑わい等の多面的な機能を発揮するものであり、人口減少社会における潤いある豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、積極的な緑地創出を促進する必要がある。また、「都市農業振興基本法」(平成27年法律第14号)に基づく「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、都市農地を農業政策、都市政策の双方から評価し、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと転換し、都市農業の振興に関する施策について基本的な方針を示した。

これらを受け、良好な都市環境の形成に資することを目的として、NPO法人等の民間主体が空き地等を活用し、公園と同等の緑地空間を整備して、住民に公開する市民緑地設置管理計画の認定制度(以下「市民緑地認定制度」という。)や農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域の創設、生産緑地地区の面積要件の緩和等を内容とする「都市緑地法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第26号)が平成29年5月に公布され、平成30年4月1日までに施行された。

加えて、都市農業に積極的に取り組む意欲のある者に対し、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずること等を内容とする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)が平成30年6月27日に公布、同年9月1日に施行され、これに伴い、本法律に基づき行われる都市農地の貸付けについて相続税納税猶予が継続すること等を内容とする税制改正措置が同日施行された。

さらに、地区レベルで、よりきめ細やかに農業と調和した良好な居住環境を確保することができる新たな地区計画制度を創設すること等を内容とする都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年6月10日に公布され、同年9月7日に施行された。

これらの新たな法律や税制を踏まえ、潤いある豊かな都市環境の形成を図るための市民緑地認定制度やみどり法人制度、生産緑地や田園住居地域等の制度の周知を関係団体等と連携して行うことで、円滑な施行に努めるとともに、活用の際の課題や対応方針等について調査検討を行った。また、都市農地の貸借の円滑化の制度について関係団体等と連携して周知を行い、制度の適切かつ円滑な運用に努めた。さらに、良好な都市環境の形成や農業の有する多様な機能の発揮に資する取組を支援するため、都市と緑・農が共生するまちづくりの推進に関する調査を実施した。

第7節 農地の適切な保全

- (1) 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行う農業競争力強化基盤整備事業等や、地方公共団体による農山漁村地域の基盤整備を支援する農山漁村地域整備交付金により、土地条件の改善を推進した。
- (2) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、日本型直接支払制度の下で、多面的機能の維持・発揮を支える地域資源の保全管理を行う共同活動、中山間地域等における農業生産活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動への支援を実施した。
- (3) 農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めた。
- (4) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、対象の地域で人・農地プランを実質化する取組を推進した。
- (5) 「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)の全面施行(令和2年4月)等により、全都道府県に設立されている農地中間管理機構を軌道に乗せることで担い手への農地の集積・集約化を進めた。
- (6) 上記の取組に加え、農業者等が行う、荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、「農地法」

(昭和27年法律第229号)に基づく、農業委員会による利用意向調査・農地中間管理機構との協議の勧告等の一連の手続きを活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止・解消に努めた。

第8節 森林の適正な保全・利用の確保

- (1) 森林の有する多面的機能の高度発揮のため、森林法に規定する森林計画制度に基づき、地方公共団体や森林所有者等の計画的な森林の整備について、指導・助言を行った。
- (2) 水源の涵養^{かん}、国土の保全などの森林の有する公益的機能を確保するために指定される保安林について、計画的な配備及び伐採・転用規制等の措置を通じた適正な管理を進めるとともに、荒廃地等の復旧整備、水土保全機能が低下した森林の整備などの治山対策による保全・管理を推進した。
- (3) 林地の適正な利用を確保するため、都道府県知事が行う林地開発許可制度に関する処分及び連絡調整について、必要な助言等を行うとともに、違法な開発行為等への対応の徹底を図った。
- (4) 我が国の森林面積の約3割を占め、国土保全上重要な奥地脊梁山脈や水源地域に広がっている国有林野は、人工林や原生的な天然林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に重要な役割を果たしていることから、「国有林野の管理経営に関する基本計画」等に基づき、公益重視の管理経営を一層推進する。また、原生的な森林生態系を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成して野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら適切な保全・管理を推進した。
さらに、世界自然遺産の「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」並びに世界自然遺産の推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の国有林野において、保全対策を推進するとともに、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」等の世界文化遺産登録地やその候補地及びこれらの緩衝地帯内に所在する国有林野において、森林景観等に配慮した管理経営を行った。
- (5) 森林経営管理法に基づき、適切な経営管理が行われていない森林について、その経営管理を市町村や林業経営者に集積・集約化する森林経営管理制度を推進した。

第9節 環境保全等に係る施策の推進

- (1) 環境基本計画は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画であり、「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、今後の環境政策の展開の方向として、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な6つの重点戦略を掲げている。例えば、重点戦略のひとつである「国土のストックとしての価値の向上」では、自然との共生を軸とした国土の多様性の維持、持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり、環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性の向上といった環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う必要があるとしている。
また、同計画では、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を推進することとしている。
令和2年度は、同計画に基づき、「地域循環共生圏」の創造を目指しながら、環境保全のための土地に関する施策を推進するとともに、各種の土地に関する施策、事業の策定・実施に当たって環境保全への配慮を行った。
また、土地に関する各種計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境基本計画との連携を図った。
- (2) 自然環境保全のための以下の土地に関する施策を行った。

- ① 「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全地域等の指定等及び管理の充実を推進した。
 - ② 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定等及び管理の充実を推進した。
 - ③ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区の指定等及び管理の充実を推進した。
 - ④ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の指定等及び管理の充実を推進した。
 - ⑤ 「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)等に基づく特別緑地保全地区等における行為制限や土地の買入れ等を行った。
 - ⑥ 「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」(平成26年法律第85号)に基づき、ナショナル・トラスト活動を促進した。
 - ⑦ 自然保護のための民有地買上げを推進した。
- (3) 工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、「工場立地法」(昭和34年法律第24号)に基づき、工場立地に関する調査を実施するとともに、個々の工場の敷地利用の適正化を図った。また、全国の工場適地に関する調査を行い、その結果を産業用地情報検索サイト「Jビジネス土地ナビ」で公開し、工場立地を検討している企業等への効果的な情報提供を行った。
- (4) 交通公害の低減を図るため、以下の土地に関する施策を行った。
- ① 交通公害の低減を図るため、交差点の改良を行うとともに、交通管制技術の高度化を推進し、交通状況に応じた信号制御の導入による交通の円滑化、きめ細かな交通情報の提供による交通流・交通量の誘導及び分散、公共車両優先システムの導入によるマイカー需要の低減と交通総量の抑制等の諸対策を推進した。
 - ② 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年法律第34号)に基づき、道路交通騒音の著しい幹線道路の障害防止と、土地利用の適正化を促進した。
 - ③ 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年法律第110号)等に基づき、同法で指定する特定飛行場の周辺において建物等の移転補償、土地の買入れ、緑地帯の整備等を推進した。
 - ④ 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」(昭和49年法律第101号)等に基づき、自衛隊や在日米軍の使用する飛行場等の周辺において建物等の移転補償、土地の買入れ、緑地帯その他の緩衝地帯の整備等を推進した。
 - ⑤ 新幹線鉄道騒音対策要綱に沿って、新幹線鉄道とその沿線地域の土地利用との調和を推進した。
- (5) 健全な水循環を維持又は回復し、水質、水量など総合的な水環境保全を図るため、森林や農地の適切な維持管理、下水道の整備や合流式下水道の改善、都市域における緑地の保全・創出、河川・湖沼の水質浄化などの環境保全対策を推進した。
- (6) 土壌環境保全対策として、以下の施策を行った。
- ① 土壌汚染対策については、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づき、健康被害の防止の観点から、土壌汚染に関する適切な調査や対策の実施及び汚染土壌の適正な処理を推進した。
 - ② 農用地の土壌汚染対策については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)等に基づき農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)等を実施した。
 - ③ ダイオキシン類による土壌汚染対策については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく施策を推進した。
- (7) 「工業用水法」(昭和31年法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)により、地下水採取規制を実施した。濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、関係機関と連携した地盤沈下防止等対策の実施状況の把握、地下水情報の共

有化等について調査・検討し、総合的な対策を推進した。

- (8) 中長期的な温室効果ガスの排出削減実現のための低炭素なまちづくりを進めるため、第2期総合戦略（2020改訂版）の内容も踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施の推進や、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に基づく「低炭素まちづくり計画」や都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の作成や同計画に基づく取組に対して支援した。具体的には、地方公共団体実行計画策定マニュアル動画コンテンツの作成・配信、再生可能エネルギーや自然資本の活用による災害に強く環境負荷の少ない都市構造への転換や、低炭素まちづくり計画や立地適正化計画に基づく財政措置や各種の税制等を活用し、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の一体的な利用促進、都市のエネルギーシステムの効率化による低炭素化、ヒートアイランド対策、都市緑化等を推進した。
- (9) 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業等について適切な審査の実施を通じた環境保全上の配慮の徹底に努めた。風力発電事業については、環境保全と両立した形で風力発電事業の導入促進を図るため、個別事業に係る環境影響評価に先立つものとして、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で環境保全を優先することが考えられるエリア、風力発電の導入を促進し得るエリア等の区域を設定し環境影響評価手続等に活用する取組として風力発電に係るゾーニング実証事業を行った。

第10節 文化財等の適切な保護及び良好な景観形成の推進等

- (1) 歴史的な集落・町並みについては、市町村による伝統的建造物群保存地区の保存・活用に関し指導・助言を行うとともに、重要伝統的建造物群保存地区の選定（令和2年12月末現在、43道府県101市町村123地区）等を進めた。
- (2) 遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物については、史跡、名勝、天然記念物の指定及び登録記念物の登録を進めるとともに、その保存と活用を図る。遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物について、史跡、名勝、天然記念物の指定（令和3年3月末現在、史跡1,859件、名勝425件、天然記念物1,034件：特別史跡名勝天然記念物を含む）及び登録記念物の登録（令和3年3月末現在、123件）を進めるとともに、その保存と活用を図った。
- (3) 人と自然との関わりの中で育まれた景観地について、重要文化的景観の選定（令和2年12月末現在、28都道府県65市区町村70件）を進めるとともに、その保存と活用を図った。
- (4) 埋蔵文化財を包蔵する土地については、都道府県教育委員会等において遺跡地図の作成により周知を図るとともに、開発等の土地利用との調和を図りつつ適切な保護に向けた条件整備を行った。
- (5) 地域の多様な文化財の総合的な保存・活用を図るため、地方公共団体が作成する「文化財保存活用地域計画」の認定（令和2年12月末現在、23市町村）を推進した。
- (6) 地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づき、歴史的風致維持向上計画の認定（令和3年3月末現在86市町）を進めるとともに、計画に基づく取組への支援を行った。また、良好な景観の形成や歴史的風致の維持・向上を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。
- (7) 良好な景観の形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため、「景観法」（平成16年法律第110号）が平成17年に全面施行され、令和3年3月末現在、景観法に基づき各種事務を行う地方公共団体である景観行政団体は787団体に増加し、景観計画は630団体で策定されている。景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の普及啓発活動を重点実施しており、このほかにも、多様な主体の参加に向けた景観に関する教育、法制度の効果的な活用の在り方や

優良事例に関する情報提供等の取組を推進した。

第11節 適正な土地の管理の確保方策の推進

1 周辺に悪影響を与える管理不全の土地等に関する対策

- (1) 公共事業によるハード整備等の対策や、空き地等に関する条例、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく取組など、地方公共団体等の取組を支援するとともに、管理不全土地の適正管理を図るための仕組みについて、国土審議会で検討を始めた。
- (2) 事故や渋滞の原因となり改良が必要な踏切について、期限を区切らず大臣が機動的に指定し、地域の声を取り込みながら踏切周辺対策など幅広い手法も活用して対策を促進するとともに、災害時の踏切道の適確な管理を促進する制度を創設し、併せて、近年の災害の教訓を踏まえ、「道の駅」を防災拠点として活用する制度、鉄道事業者が鉄道施設に障害を及ぼす植物等の伐採等を可能とする制度等の創設により、道路と鉄道の防災機能を強化する「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第9号）が令和3年3月31日に成立した。

2 民関係での適正な土地の管理の確保（民事基本法制の見直し）

所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度の創設、土地の管理不全化に対応するための管理不全土地管理制度の創設、隣地等を円滑・適正に使用するための相隣関係規定の見直し等について、法制審議会民法・不動産登記法部会において検討が行われ、これを踏まえた民事基本法制の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を令和3年3月5日に国会に提出した。

第12節 所有者不明土地問題への対応方策の推進

- (1) 適正な土地の利用及び管理を確保する施策を推進するため、「土地基本法」（平成元年法律第84号）について、法全般で土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性や土地所有者等の土地の適正な「利用」「管理」に関する責務（登記等の権利関係や境界の明確化）を明示し、国・地方公共団体の講ずべき施策について土地の適正な「利用」「管理」を促進する観点から見直すこととした。また、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため、「国土調査法」（昭和26年法律第180号）等の改正により、新たな十箇年計画の策定と併せて、調査手続の見直しや地域特性に応じた効率的調査手法の導入等を行うこととした。これらの内容を盛り込んだ「土地基本法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第12号）が令和2年3月27日に成立、同月31日に公布された。
- (2) 土地基本法等の一部を改正する法律では、所有者不明土地問題等の現在直面する課題に対応し、各省等が講ずる土地に関する施策をより効果的・一体的に推進する観点から、土地に関する施策の方向性をより具体的に示すための土地基本方針を政府が策定することとされた。法施行後、土地基本方針は、主に以下のような、現在直面する課題への対応として当面取り組むべき重要な施策が盛り込まれ、令和2年5月26日に閣議決定された。
 - ・「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の円滑施行、法務省における民法・不動産登記法の検討（相続登記の申請の義務化、共有制度・財産管理制度・相隣関係規定の見直し等）
 - ・管理不全土地等対策の促進等を図る取組の推進のための管理不全の空き地・空き家対策の推進、法務省における民法・不動産登記法改正の検討
 - ・低未利用土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導のための低未利用土地の適切な利

- 用・管理を促進するための税制特例措置、ランドバンクの活用等の推進
- ・土地の境界及び所有者情報等の明確化のための地籍調査の円滑化・迅速化（令和2年度からの第七次国土調査事業十箇年計画に基づく調査の推進）、オンライン化の取組も含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備・充実
- (3) 所有者不明土地法の適切な運用、円滑な事業の実施等の観点から、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等を構成員として地方整備局等ごとに設置された地方協議会による制度の普及のための講演会・講習会の開催を行ったほか、モデルとなり得る先進事例への支援等を行った。これらの取組もあり、同法に基づく土地所有者等関連情報の利用及び提供については、平成30年11月15日の施行以来約330件（令和2年12月末時点）行われ、「土地収用法」（昭和26年法律第219号）の特例については裁定申請中の事業や裁定された事業も出てくるなど、収用適格事業の迅速化に貢献した。そのほか、法務局・地方法務局においては、所有者不明土地法に基づき、長期間にわたり相続登記がされていない土地の解消作業を進めた。
 - (4) 所有者が不明である農地について、農業委員会による探索・公示手続を経て、農地中間管理機構が利用権を取得できる制度等により、所有者不明農地の利用を促進する「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第23号）について、その活用に向けた普及啓発を図った。
 - (5) 所有者の全部又は一部が不明であり、手入れが行き届いてない森林について、市町村に経営管理を行う権利を設定する特例が措置された森林経営管理法を円滑に運用するため、森林経営管理制度に係る事務の手引の説明等を通じ、地方公共団体の支援に努めた。また、同法の規定に基づき、共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供等に努めた。
 - (6) 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」（令和元年法律第15号）の制定によって、歴史的な経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄が正常に記録されていない登記を解消することを目的とした制度が創設されたところであり、当該制度の円滑な運用を図った。
 - (7) 共有者の一部が不明である土地を円滑・適正に利用するための仕組みや、ライフラインの導管等を設置するために他人の土地を使用することができる制度等について、法制審議会民法・不動産登記法部会において検討が行われ、これを踏まえた民事基本法制の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を令和3年3月5日に国会に提出した。
 - (8) 相続登記の申請が義務化されていないことや特に価値の低い土地を相続した者には相続登記手続に対する負担感があることなどを背景として相続登記がされないまま放置された所有者不明土地が発生していることを踏まえ、法制審議会民法・不動産登記法部会において、相続登記の申請の義務化や登記手続の負担軽減による不動産登記情報の最新化を図る方策について検討が行われ、これを踏まえた民事基本法制の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を令和3年3月5日に国会に提出した。
 - (9) 法制審議会民法・不動産登記法部会において、所有者不明土地の発生を抑制する観点から、一定の要件の下で土地の所有権を手放し、国に土地を帰属させる制度の創設についても検討が行われ、これを踏まえた「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」を令和3年3月5日に国会に提出した。
 - (10) 令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図り、所有者や境界等の土地に関する基礎的情報を明確化することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献した。
 - (11) 令和元年12月に改訂した「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」の更なる普及啓発等を行った。

第13節 安全保障等の観点からの土地利用・管理等

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）に「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。」と記載されていることを踏まえ、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」を令和3年3月に国会に提出した。

第3章 土地の取引に関する施策

第1節 不動産取引市場の整備等

- (1) 宅地建物取引における消費者利益の保護と宅地建物取引業の健全な発展を図るため、「宅地建物取引業法」(昭和27年法律第176号)の適正な運用に努めた。また、関係機関と連携しながら苦情・紛争の未然防止に努めるとともに、令和元年度は同法に違反した業者に対し計198件の処分(国及び都道府県の合計)を行った。
- (2) 不動産流通市場の整備・活性化を進めるための施策を総合的に推進するため、以下の施策を行った。
 - ① 令和2年6月に成立した賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律におけるマスターリース契約の新たなルールについて、建設・不動産などの関係業界や賃貸住宅のオーナーの方々への周知を徹底し、マスターリース契約を巡るトラブルの未然防止を図った。
 - ② 「全国版空き家・空き地バンク」の更なる活用促進を図るとともに、不動産業団体による空き家等の利活用に向けた先進的な取組に対する支援を実施した。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症拡大による非対面・電子書面での取引ニーズの拡大に鑑み、不動産売買取引におけるITを活用した重要事項説明や書面の電子化に係る社会実験期間の延長やガイドラインの改訂を行うなど、不動産業分野における新技術の活用を推進した。
- (3) 行政と民間の専門家等により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、土地所有者等に代わる管理などの機能を担うランドバンクの取組や、リノベーション等による低未利用の不動産の再生の取組の全国展開による適正な土地の利用を推進した。(再掲)
- (4) インспекションの活用促進や、インспекションが行われた既存住宅であること等を示す安心R住宅制度等を通じ、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備し、既存住宅の流通を促進した。
- (5) 外国人を相手方とする不動産取引等に関するトラブル防止のためのマニュアルの普及など不動産市場の国際化を踏まえた必要な施策を講じた。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ビル賃貸事業者、テナント事業者に対して、それぞれの支援策の活用の状況等を踏まえた賃料等の取扱いについて、誠実な協議に努めるよう不動産関連団体を通じて依頼するとともに、賃料の減免や猶予に応じた賃貸事業者への支援策を措置した。

第2節 不動産投資市場の整備

人口減少や少子高齢化といった課題に直面している中で、我が国の不動産市場において、国内外の資金を適切に活用し、都市における生産性の向上や地方の創生を図ることが、経済成長と国民生活の豊かさの実現のために必要となっている。これらの課題に対応するため、以下の施策を実施した。

- (1) 公的不動産(PRE)等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワークを構築するとともに、空き家等の再生やPREの活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援や小規模不動産特定共同事業の業務管理者への支援を行った。

さらに、不動産特定共同事業において、環境性能の高い不動産への投資を促すことにより、ESG³投資を促進するとともに、一層のガバナンスの確保を図る観点から、「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の一部を改正した。

- (2) ブロックチェーン技術を活用した不動産投資手法について調査し、当該不動産投資手法の位置付けの整理・検討を行った。
- (3) リート市場の更なる拡大や、不動産特定共同事業における民間の資金・アイデアを活用した老朽不動産の再生等を推進するため、リート、特定目的会社及び特例事業者等が不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を講じた。
- (4) 環境不動産等の良質な不動産の形成を促進するため、耐震・環境不動産形成促進（Re-Seed）事業の適切な監督等に努め、耐震・環境性能に優れた良質な不動産の形成を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進した。
- (5) 気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生するなかで、企業によるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示の推進に向けた課題整理など、不動産分野へのESG投資の促進に向けた環境整備を行った。
- (6) 不動産価格の動向を適時・的確に把握するとともに不動産市場の透明性の向上を図る観点から、不動産価格指数、既存住宅販売量指数に関する取組、民間等と連携して不動産市場の動向に関する情報の新たな活用方法について検討を行うとともに、地方公共団体が不動産に係るデータ等を面的に表示できるようにするためのガイドラインを作成した。

第3節 土地税制における対応

土地取引の活性化や土地の有効利用の促進などの観点から、土地の取得、保有、譲渡それぞれの段階において、税制上の措置を講じた。

なお、令和2年度税制改正において講じた主な措置は、下記のとおりである。

- (1) 低未利用地の適切な利用・管理を促進するため、個人が、譲渡価額が500万円以下の一定の低未利用地等を譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置を令和2年7月1日より創設した。
- (2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産から鉄道事業用車両運搬具を除いた上で、その適用期限を3年延長した。
- (3) 土地譲渡益に対する追加課税制度（一般・短期）の適用停止措置及び適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）の期限を3年延長した。

第4節 不動産市場における国際展開支援

- (1) ASEAN諸国等の政府職員に対する研修などを通じて、我が国不動産企業の進出先におけるビジネス環境の改善に資する制度の整備・普及を支援した。
- (2) 不動産分野の海外展開を官民のより一層緊密な連携の下で推進するための情報共有・課題整理等に係る枠組みとして、海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）を新たに設立した。また、我が国の不動産企業が数多く進出しているインドネシアの不動産市場について在京インドネシア大使館より講師を招いて情報提供を行うなど、我が国不動産企業の海外におけるビジネス展開を支援した。

³ Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の略。

第5節 土地取引制度の適切な運用

土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、都道府県等において、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度を運用しており、地域の実情を踏まえた運用（令和2年3月末現在、東京都小笠原村のみ監視区域を指定）を行った。また、これら土地取引規制制度の適切な運用を図るため、土地取引状況等を把握する土地取引規制基礎調査等を実施した。

第4章

土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する施策

第1節 国土調査の推進等

- (1) 市町村等が行う地籍調査について、令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも円滑に調査を進めるための手続や、都市部・山村部の地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進しつつ、政策効果の高い地域での地籍調査を重点的に支援することにより、地籍調査を推進した。
また、山村部における空中写真、航空レーザ測量等のリモートセンシングデータの活用や都市部におけるMMS（モービルマッピングシステム）による計測データの活用などの地域特性に応じた先進的・効率的な地籍調査手法について、国が当該手法を活用して地籍調査に役立つ基礎的な情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及することにより、その導入を推進した。
さらに、民間事業者や地方公共団体の公共事業部局等が作成する地籍調査以外の測量成果を、地籍調査と同等以上の精度を有するものとして地籍整備へ活用できるよう支援を行った。
このほか、地籍調査の円滑な推進のため、新制度や新手法の周知・普及を図るとともに、調査上の課題の克服に向けた助言を行う経験豊富な専門家を市町村に派遣するなど、市町村等への支援に取り組んだ。
- (2) 土地本来の自然地形や改変状況、災害履歴等の情報を整備・提供する土地履歴調査について、第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、これまでの三大都市圏等に加え、地方中枢・中核都市のDID（人口集中地区）及び周辺地域における調査を順次実施した。
- (3) 地下水に関する基礎的な情報として、全国の深井戸の情報を収集・整理した全国地下水資料台帳の整備・更新を行った。
- (4) 我が国の土地の所有・利用状況や取引の実態等を明らかにするための統計資料の作成・整備及び行政資料等の収集・分析を行った。令和2年度は、「法人土地・建物基本調査」（平成30年度に実施した5年周期の基幹統計調査）及び「世帯土地統計」（平成30年度に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計する加工統計）の確報集計結果を公表した。また、2つの結果を合わせた「土地基本調査総合報告書」を公表した。

第2節 国土に関する情報の整備等の推進

- (1) 国土数値情報については、地価公示、都道府県地価調査等の更新を行うとともに、国土政策、土地・不動産政策に必要な情報の整備を進めた。また、これらの国土数値情報をウェブ上でダウンロード、閲覧できるよう「国土数値情報ダウンロードサービス」、「国土数値情報ウェブマッピングシステム」のサイト改修、運用、拡充を行った。
- (2) 基盤地図情報、主題図、台帳情報、統計情報、空中写真等の地理空間情報を高度に活用できる社会の実現に向け、「地理空間情報活用推進基本計画」（平成29年3月閣議決定）に基づき、基盤地図情報を始めとした社会の基盤となる地理空間情報の整備・更新や、G空間情報センターを中核とした地理空間情報の流通・利活用等によりG空間プロジェクトを推進した。また、産学官の連携によりG空間EXPOを開催するなど知識の普及、人材の育成等を推進した。
- (3) 基本測量に関する長期計画に基づき、国土の最も基盤的な情報インフラとなる地理空間情報の整

備、流通、活用がもたらす新しい社会を実現するため、GNSS（Global Navigation Satellite System）（人工衛星を活用した全世界測位システム）を用いた電子基準点測量等の高精度な基準点測量、電子国土基本図の整備等を実施し、基盤地図情報の継続的な更新を図り、広く一般の利用に供した。

また、地理空間情報の活用を推進するため、測量成果等を統合的に検索・閲覧・入手することが可能となる地理空間情報ライブラリーを運用した。

さらに、公共測量において基盤地図情報の活用を進めるとともに高度化する測量技術に対応するため、作業規程の準則の改正に必要な検討を行うとともに、地方公共団体等における準用を促進するため、普及に努めた。

第3節 土地に関する登記制度の整備

- (1) 全国の都市部における地図混乱地域のほか、大都市や地方の拠点都市の枢要部等、地図整備の緊急性及び必要性が高い地域について、登記所備付地図作成作業を重点的かつ集中的に行った。
- (2) 筆界特定制度について、紛争が生じている土地の筆界の特定を行った。
- (3) 所有者不明土地法に基づき、長期間にわたり相続登記等が未了となっている土地について、当該土地の相続人の探索や登記手続の簡略化等により、更なる相続登記の促進を図った。
- (4) 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の制定によって、歴史的な経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄が正常に記録されていない登記を解消することを目的とした制度が創設されたところであり、当該制度の円滑な運用を図った。
- (5) 法制審議会民法・不動産登記法部会において相続登記の申請の義務化や登記手続の負担軽減による不動産登記情報の最新化を図る方策についての検討が行われ、これを踏まえた民事基本法制の見直しを内容とする「民法等の一部を改正する法律案」を令和3年3月5日に国会に提出した。
- (6) 不動産登記を中心とした登記簿と他の公的機関の台帳等との連携により、個人情報保護にも配慮しつつ、関係行政機関が土地所有者に関する情報を円滑に把握できる仕組みを構築することを目指し、検討を進めた。

これとあわせ、土地に関する各種台帳情報連携を促進するとともに、これを容易にするためのデータ形式の見直しやシステム間の調整を行い、オンラインによる情報連携の仕組みを構築した。

第4節 不動産取引情報の推進等

- (1) 地価公示は、一般の土地取引の指標、不動産鑑定評価の規準、公共事業用地取得価格の算定の規準となることが「地価公示法」（昭和44年法律第49号）で定められており、土地基本法第17条により、相続税評価額や固定資産税評価額の基準となっている。令和3年地価公示については、制度インフラとしての役割を果たすために、全国26,000地点の標準地について実施した結果に基づき、地価動向の分析結果の公表を行った。また、令和2年都道府県地価調査については、各都道府県知事が実施する結果に基づき、地価動向の分析結果の公表を行った。さらに、地価動向を先行的に表しやすい三大都市圏等の主要都市の高度利用地100地区について、四半期毎の地価動向の公表を「地価LOOKレポート」として行った。地価公示等について、地価の個別化・多極化に対応した調査方法の見直しを行うなど、よりきめ細やかに地価動向を把握・発信した。
- (2) 不動産取引価格等の調査は、平成17年度から三大都市圏の政令指定都市を中心に開始し、現在は全国に拡大して実施している。調査によって得られた情報は、標準地の公示価格の判定に役立てるとともに、個別の物件が容易に特定できないよう配慮して、取引された不動産の種類（土地、土地と建物、中古マンション等、農地、林地）別に所在地（大字又は町名まで）、取引価格、取引時期、面積、

建物の用途・構造、最寄り駅等の情報を四半期別にとりまとめ、インターネット（土地総合情報システム）を通じて公表しており、令和2年度も、取引価格等の調査を実施し、得られた情報を公表した。平成18年4月の公表開始から令和3年3月末までの提供件数は約422万件であった。

- (3) 不動産価格の動向を適時・的確に把握するとともに不動産市場の透明性の向上を図るため、以下の取組を行った。
 - ① 不動産価格指数については、住宅・商業用不動産ともに昨年度と同様の頻度で、新たに季節調整値を加えて公表を行った。
 - ② 現在、試験運用を行っている不動産価格指数（商業用不動産）については、IMF等の国際機関の動向を踏まえた検討等を行った。
 - ③ 既存住宅販売量指数の試験運用を開始する等、多角的な指標の整備を推進した。
 - ④ 民間等と連携して不動産市場の動向に関する情報の新たな活用方法について検討を行うとともに、地方公共団体が不動産に係るデータ等を面的に表示できるようにするためのガイドラインを作成した。
- (4) 不動産鑑定評価の信頼性を更に向上させるため、不動産鑑定業者の能力に着目した業者選定に向けた依頼者への情報提供等の支援や、不動産鑑定業者に対し、法令及び不動産鑑定評価基準の遵守状況を検査する立入検査などを内容とする鑑定評価モニタリングを実施した。また、不動産鑑定評価基準等について、社会ニーズや環境の変化に的確に対応していくための検討を進めた。
- (5) 適正な地価の形成及び課税の適正化を図るため、以下の措置を実施した。
 - ① 固定資産税における土地の評価については、地価公示価格等の7割を目途としてその均衡化・適正化を図るとともに、地価動向等を適切に反映した評価に努めた。
 - ② 土地の相続税評価については、評価時点を1月1日、評価割合を地価公示価格水準の原則8割としてその均衡化・適正化を図るとともに、地価動向等を適切に反映した評価に努めた。
- (6) 国土利用計画法に基づく土地取引情報の把握等を行った。

第5節 災害リスク等についての情報の提供等の推進

- (1) 社会のニーズに応じた防災・減災に資する浸水想定や地域の土地の災害履歴等の災害リスク情報、不動産価格情報、「空き家・空き地バンク」に関する情報などを地理空間上において活用可能とするための情報の整備・公開・活用の推進、三次元化等により都市情報を可視化する「i-都市再生」の技術開発等を通じ、土地の利用・管理・取引に関する施策の円滑な実施を促進した。
- (2) 近年の大規模水災害の頻発により、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることから、ハザードマップにおける取引対象物件の所在地についての説明を義務化した。
- (3) 不動産分野における、TCFD提言を踏まえた気候変動によるリスクと機会に関する情報開示を促進するための環境整備を行った。

第5章 土地に関する施策の総合的な推進

第1節 国・地方公共団体の連携協力

- (1) 具体的なPPP/PFI案件形成を促進するため、地域プラットフォームの全国への普及を促進した。その際、人口規模が小さい地方公共団体においても案件形成がなされるよう、また、地方企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方公共団体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促した。併せて、専門家の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、官民対話の機会創出の他に、市町村長との意見交換会を開催し、地方公共団体におけるPPP/PFIの案件形成を促した。(再掲)
- (2) 所有者不明土地法の適切な運用、円滑な事業の実施等の観点から、地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体等を構成員として地方整備局等ごとに設置された地方協議会による制度の普及のための講演会・講習会の開催を行ったほか、モデルとなり得る先進事例への支援等を行った。これらの取組もあり、同法に基づく土地所有者等関連情報の利用及び提供については、施行（平成30年11月15日）以来約200件行われ、同法に基づく土地収用法の特例については裁定申請中の事業や裁定された事業も出てくるなど、収用適格事業の迅速化に貢献した。そのほか、法務局・地方法務局においては、所有者不明土地法に基づき、長期間にわたり相続登記がされていない土地の解消作業を進めた。(再掲)

第2節 関連分野の専門家等との連携協力

- (1) 都市再生機構において、その有するノウハウや技術を活かし、まちづくり事業に関する構想・計画策定に対する技術支援等を行った。(再掲)
- (2) 地籍調査の円滑な推進のため、新制度や新手法の周知・普及を図るとともに、調査上の課題の克服に向けた助言を行う経験豊富な専門家を市町村に派遣するなど、市町村等への支援に取り組んだ。(再掲)

第3節 土地に関する基本理念の普及等

- (1) 平成元年に制定され、「土地についての公共の福祉優先」、「適正な利用及び計画に従った利用」、「投機的取引の抑制」及び「価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担」といった土地についての基本理念等について定めた土地基本法等を改正する土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年3月27日に成立し、同月31日に公布された。

同法では、土地基本法において、これまで明確化されていなかった適正な土地の利用及び管理について基本理念を明らかにするとともに、登記等の権利関係、境界の明確化などを内容とする土地所有者等の責務を定めたほか、今後の土地政策の方向性を明示するため、政府が策定する土地基本方針を創設した。
- (2) 令和2年5月には、同法で規定された新たな基本理念、土地所有者等の責務、基本的施策で定める内容に基づき、関係省庁が一体性を持って人口減少時代に対応した土地政策を講ずることができるよう、今後講じていくべき当面の施策を示す土地基本方針が策定され、今後は、その策定・更新を通じ

て、防災・減災の観点からも重要な所有者不明土地対策、管理不全土地対策等の個別施策を着実に展開していくこととされた。

- (3) 10月の「土地月間」(10月1日は「土地の日」)において、関係団体と連携しつつ、土地に関する基本理念の普及等を図るとともに、土地に関する各種施策・制度等の紹介を行った。具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大という状況を踏まえた土地月間実行委員会の構成機関(国及び関係団体)による全国各地でのオンライン講演会及び不動産に関する無料相談会の開催、ポスターの掲示、「わかりやすい土地読本」、その他のパンフレットの配布等の広報活動を実施した。

第4節 資金・担い手の確保

- (1) 行政と民間の専門家等により構成し、地域における相談体制の構築や空き地・空き家の情報共有をしつつ、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング・コーディネート、土地所有者等に代わる管理などの機能を担うランドバンクの取組を推進した。
- (2) 民間の創意工夫と事業意欲を積極的に活用しつつ良好なまちづくりを進めていくため、民間都市機構の支援業務を推進する。具体的には、地域金融機関と共同でまちづくりファンドを立ち上げ、エリアマネジメントを行い、複数のリノベーション事業等を連鎖的に進めた。併せて、地方公共団体等のまちづくりファンドを通じた、クラウドファンディングを活用してまちづくり事業を支援し促進した。また、令和2年度よりファンドからの出資等により老朽ストックを活用したテレワーク拠点等の整備を支援する制度を創設した。(再掲)。
- (3) 地域の価値向上を図り、土地の適正な利用に資するエリアマネジメント活動を推進するため、地域再生エリアマネジメント負担金制度について、制度の内容や必要な手続を解説したガイドラインを活用したコンサルティング等により、制度の活用を促進した。(再掲)

第6章

東日本大震災と土地に関する
復旧・復興施策

第1節 土地利用関連施策

1 宅地関連施策

- (1) 津波災害対策等の推進のため、以下の施策を実施した。
- ① 居住の安全性を確保するため、防災集団移転促進事業により、高台等への住宅の集団的移転を実施する地方公共団体に対する支援を行った。
 - ② 津波被害を受けた地域の復興に向け、津波復興拠点整備事業により、今後津波が発生した場合にも都市機能を維持し得る、地域全体の復興の拠点となる市街地の形成を支援した。
 - ③ 災害に強く、生産性の高い水産業と漁村の復興・創生に向け、漁業集落防災機能強化事業の活用により、安全・安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、水産関係用地の整備、生活基盤や防災安全のための施設の整備等を支援した。
 - ④ 被災市街地の復興に向け、都市再生区画整理事業の活用により、公共施設と宅地の一体的・総合的な整備等に対する支援を行った。
 - ⑤ 被災市街地等において、被災者用住宅、福祉施設、商業施設等の一体的な整備を図るため、市街地再開発事業により、土地の整備、共同施設の整備等に対する支援を行った。
 - ⑥ 被災地の不良住宅が密集する地区において、防災性を向上させるため、住宅地区改良事業等により、不良住宅の除却、従前居住者用住宅の建設、避難路の整備等を支援した。
 - ⑦ 被災市街地等において、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に寄与する優良建築物等の整備を図るため、優良建築物等整備事業により支援を行った。
 - ⑧ 福島県の原子力災害被災市町村において、福島復興再生拠点整備事業により、再生・復興の拠点となる市街地の形成を支援した。
- (2) 被災地において、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業により、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を支援した。
- (3) 液状化被災市街地の復興に向け、市街地液状化対策事業等により、公共施設と宅地との一体的な液状化対策等を推進した。

2 農地関連施策

農地の復旧スケジュールと復旧までに必要な措置を明確化した「農業・農村の復興マスタープラン」等に基づき、農地・農業用施設の災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を実施した。また、農業基盤の整備計画の策定や、区画整理、換地等に伴う農地集積のための農業者団体等による調査・調整活動への支援を行った。

3 土地利用再編等に向けた取組

「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)の復興整備計画制度に基づき、許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理、これらの許可に係る基準の緩和等の特例の活用を図り、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていくために必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種

事業の円滑かつ迅速な実施を促進した。これまでに、岩手県の12市町村、宮城県の15市町、福島県の13市町村において、復興整備協議会が組織され、そのうち岩手県の12市町村、宮城県の14市町、福島県の13市町村において、復興整備計画が公表されている（令和2年12月末現在）。

第2節 住宅関連施策

1 災害公営住宅等の供給の支援

- (1) 自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅（災害公営住宅）の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成及び入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じた。
- (2) 福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々（避難者や帰還者）について、災害公営住宅の入居等に関し、災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図った。

2 個人の住宅再建等への支援

- (1) 被災者の住宅再建等を支援するため、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について、金利の引下げや元金据置期間の延長等を行うほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施した。
- (2) 住宅金融支援機構から貸付けを受けている被災者に対して、最長5年の払込みの猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利の引下げ措置を実施し、支援を行った。
- (3) 勤労者財産形成持家融資について、被災した勤労者が住宅の取得、補修のために勤労者財産形成持家融資を新たに受ける場合に、金利の引下げや元金据置期間を設定することができる特例措置を実施するとともに、既に勤労者財産形成持家融資を受けて返済中の勤労者に対し、罹災の程度に応じて、返済猶予、返済猶予期間中の金利の引下げ、返済期間の延長等の措置を実施した。

第3節 住宅再建・まちづくりの加速化に向けた取組

災害公営住宅の建設等や民間住宅等用宅地の整備といった事業が着実に完了するよう、市町村に対しきめ細やかに実務支援を行うとともに、事業進展や社会状況の変化に伴い生じる新たな課題について、柔軟かつ迅速に対応した。

第4節 土地情報関連施策

1 土地境界の明確化の推進

- (1) 土地境界の明確化により被災地の復興の円滑化に貢献するため、地籍調査の実施状況に合わせて被災自治体を支援した。具体的には以下の取組を行った。
 - ① 復旧・復興事業の迅速化のために土地境界の早期の明確化が重要であることを踏まえ、市町村等を財政的に支援して復旧・復興事業と連携した地籍調査を促進した。
 - ② 震災発生時に地籍調査を実施中であった地域において、地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援した。
- (2) 東日本大震災及び平成28年熊本地震の被災地（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県）において、

復旧・復興の更なる推進に寄与するため、登記所備付地図作成作業を実施した。

2 適正な取引確保のための土地取引情報の提供

被災地における適正な土地取引を確保するため、岩手県、宮城県、福島県並びに仙台市の土地対策担当部局に対して、土地取引の実態把握に資する情報として、当該県市内における土地取引の登記情報及び取引価格情報の提供を行った。

第5節 税制上の措置

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図る観点から、土地等の取得、保有、譲渡それぞれの段階において、必要な税制上の措置を講じた。

1 国税関係

- (1) 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例措置（所得税）
- (2) 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例措置（所得税、法人税）
- (3) 特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）
- (4) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（所得税、法人税）
- (5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（所得税、法人税）
- (6) 被災者が取得した住宅取得等資金に係る特例措置（贈与税）
- (7) 被災した建物の建替え等に係る免税措置（登録免許税）
- (8) 被災した建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置（印紙税）
- (9) 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除（所得税、法人税）

等

2 地方税関係

- (1) 被災住宅用地に係る特例措置（固定資産税、都市計画税）
- (2) 被災代替住宅用地等の特例措置（固定資産税、都市計画税）
- (3) 被災代替家屋等の特例措置（固定資産税、都市計画税）
- (4) 被災代替家屋等の取得に係る特例措置（不動産取得税）
- (5) 被災代替家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る特例措置（不動産取得税）

等